

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【公開番号】特開2008-218202(P2008-218202A)

【公開日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-037

【出願番号】特願2007-54141(P2007-54141)

【国際特許分類】

H 01 M 2/26 (2006.01)

H 01 M 10/04 (2006.01)

H 01 M 6/16 (2006.01)

H 01 M 2/34 (2006.01)

【F I】

H 01 M 2/26 A

H 01 M 10/04 W

H 01 M 6/16 D

H 01 M 2/34 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月29日(2010.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

帯状の集電体と、それに設けられた活物質層とを含み、

前記集電体は、その長手方向において、前記活物質層により被覆された被覆部分と、前記活物質層により被覆されていない非被覆部分とを有し、

前記非被覆部分および前記活物質層に、それらを電気的に接続させるように導電体が設けられている、電極。

【請求項2】

前記導電体は前記非被覆部分の表面から前記活物質層の表面に至る範囲を連続的に被覆している、請求項1記載の電極。

【請求項3】

前記集電体は前記長手方向における端部に前記非被覆部分を有する、請求項1記載の電極。

【請求項4】

前記導電体は前記非被覆部分あるいは前記活物質層のいずれか一方に固定されている、請求項1記載の電極。

【請求項5】

前記導電体は前記集電体と同一の材料からなる、請求項1記載の電極。

【請求項6】

前記導電体は電極リードとして機能する、請求項1記載の電極。

【請求項7】

前記導電体は金属箔からなると共に熱処理されている、請求項1記載の電極。

【請求項8】

正極および負極と共に電解液を備え、

前記正極および前記負極は、帯状の集電体と、それに設けられた活物質層とを含み、

前記集電体は、その長手方向において、前記活物質層により被覆された被覆部分と、前記活物質層により被覆されていない非被覆部分とを有し、

前記正極および前記負極のうちの少なくとも一方における前記非被覆部分および前記活物質層に、それらを電気的に接続するように導電体が設けられている、

電池。

【請求項 9】

前記導電体は前記非被覆部分の表面から前記活物質層の表面に至る範囲を連続的に被覆している、請求項 8 記載の電池。

【請求項 10】

前記集電体は前記長手方向における端部に前記非被覆部分を有する、請求項 8 記載の電池。

【請求項 11】

前記集電体は前記長手方向において巻回され、前記導電体は少なくとも前記集電体の巻外側における前記非被覆部分および前記活物質層に設けられている、請求項 10 記載の電池。

【請求項 12】

前記正極および前記負極は前記長手方向において前記負極が外側となるように互いに重ねて巻回され、前記導電体は前記負極の非被覆部分および活物質層に設けられている、請求項 8 記載の電池。

【請求項 13】

前記導電体は前記非被覆部分あるいは前記活物質層のいずれか一方に固定されている、請求項 8 記載の電池。

【請求項 14】

前記導電体は金属箔からなる、請求項 8 記載の電池。

【請求項 15】

前記導電体は前記集電体と同一の材料からなる、請求項 8 記載の電池。

【請求項 16】

前記導電体は電極リードとして機能する、請求項 8 記載の電池。

【請求項 17】

前記正極の集電体はアルミニウムの金属箔からなり、前記負極の集電体は銅の金属箔からなる、請求項 8 記載の電池。

【請求項 18】

前記金属箔は熱処理されている、請求項 17 記載の電池。

【請求項 19】

前記負極の活物質層は電極反応物質を吸収および放出することが可能な材料を含む、請求項 8 記載の電池。